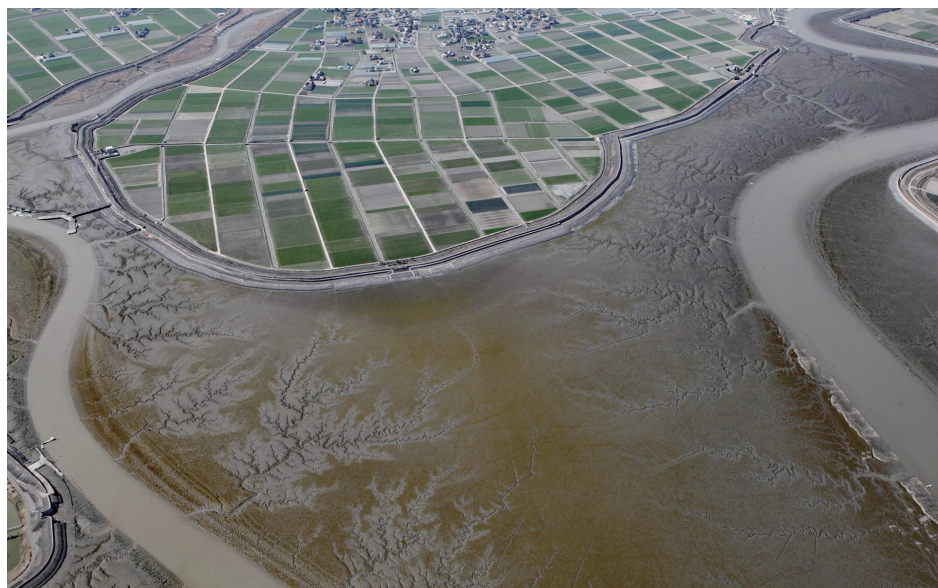


肥前鹿島干潟

ひぜんかしまひがた

佐賀県鹿島市



①東から見た肥前鹿島干潟

[登録番号] 2235
[登録年月日] 2015年5月28日
[面積] 57ha
[湿地のタイプ] G: 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟
[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 2、4、6

湿地の概要

肥前鹿島干潟は、有明海西岸に位置し、佐賀県南部を流れる塩田川と鹿島川の河口沿岸に発達した泥干潟である。有明海最奥部の北岸にある東よか干潟と向きあって対峙した位置にある。反時計回りの有明海潮流の下流部、最も狭く奥まったところにあたる。干潮時には水際が見えなくなるほど沖合数キロメートルにわたって干潟が広がる。

有明海に流入した土砂は、大きい砂の粒子が先に堆積し、細かい泥の粒子は潮流によって遠くまで運ばれる。有明海東岸には荒尾干潟のような砂質干潟が形成され、奥部から西岸に位置する肥前鹿島干潟では泥干潟が特に発達している。

肥前鹿島干潟は、粘土質の微細な土砂が深いところは数10mも堆積した泥干潟で、地表面をサクサクと歩ける砂質干潟と違い、足が泥にのめり込み、歩くのは容易ではない。



②赤い線で囲われた部分が肥前鹿島干潟の登録範囲



湿地にかかわる動植物

肥前鹿島干潟の周辺には、塩田川、鹿島川の他にも石木津川、浜川などの河川が山間部から豊富な栄養分を干潟や海に運んでくるため、多様な生きものが生息している。

ムツゴロウ、ワラスボ、ハゼクチ等の魚類、シオマネキ、ヤマトオサガニなどのカニ類が生息する豊かな干潟である。それらを餌にするズグロカモメ、チュウシャクシギ、クロツラヘラサギ、ツクシガモなど多くの渡り鳥が飛来し、シギ・チドリ類の重要な

渡りの中継地、越冬地となっている。

干潟ならではの魚類を採るための伝統的な漁法がいくつか残っている。泥の中に潜む魚類のムツゴロウとワラスボをとるため、「むっかけ漁」と「スポカキ漁」では専用の漁具が用いられている。また、「タカッポ漁」は泥の中巣穴に筒状の罟をしかける漁法である。これらの漁では潟スキーが使われている。



③日本では有明海と八代海でしか見られないユニークな魚(ムツゴロウ)



④鹿島市の干潟ではクロツラヘラサギが毎年30羽ほど越冬する

保全・管理の取組

鹿島市では「森・里・川・干潟・海」の水の流れでつながる水辺環境を保全していくため、清掃活動を通じて市民の意識を高めていくことを目的に、毎年肥前鹿島干潟周辺で「クリーンアップ作戦」を実施している。個人はもとより地元企業も多数の参加がある。

また、2019年4月、肥前鹿島干潟から直線距離で数キロ離れた道の駅鹿島内に「鹿島市干潟交流館」通称「なな海」がオープンした。肥前鹿島干潟のビジターセ

ンターの機能を備えており、有明海的环境を楽しく学ぶことができる施設となっている。館内にはミニ水族館があり、ムツゴロウをはじめとする有明海のユニークな生きものたちを間近に観察することができる。

地域を守り・磨き、人を育み・つなぐ、持続可能な自然共生都市を目指して、2017年に「肥前鹿島干潟」保全・利活用計画が策定された。



⑤環境学習の拠点となる「鹿島市干潟交流館」通称「なな海」

ワイズユースの取組

肥前鹿島干潟のような泥干潟を歩くのは容易ではなく、そこでこの地域で考案されたのが「潟スキー」である。幅30cm、長さ2mほどの板を干潟の上に置き、片膝を乗せ、もう一方の足で泥を蹴って前へ進む。干潟は渡り鳥にとって重要なだけでなく、魚貝やノリなどの生息、生産場所として、天然の水質浄化機能として、人々の生活にも重要な価値をもっている。干潟の産物は地元の人に親しまれ、「前

海もん」と呼ばれてきた。

干潟の価値を人々に知ってもらうため、鹿島市内の全小学校を対象に毎年、野鳥観察会を開催している。また、肥前鹿島干潟に近接した場所で、干潟の中での運動会「ガタリンピック」を開催しており、大人から子供まで泥だらけになって干潟に親しみ干潟を学ぶ地域の重要な行事となっている。



⑥子供から大人までたくさんの参加がある



⑦渡り鳥が多い冬に行われる野鳥観察の授業

関連自治体

鹿島市役所 ☎0954-63-3416

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

肥前鹿島干潟(ひぜんかしまひがた)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 環境省(①②)、鹿島市役所ラムサール条約推進室(③~⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03